

福島イノベーション・コースト構想『発見！スゴイノベ』動画等 PR 及び情報発信事業改善業務  
公募型プロポーザル募集要領

1. 目的

この要領は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）が実施する「福島イノベーション・コースト構想『発見！スゴイノベ』動画等 PR 及び情報発信事業改善業務」において、公募型プロポーザル方式により業務委託候補者を選定する手続きについて、必要事項を定めるものである。

2. 委託業務概要

(1) 業務名

福島イノベーション・コースト構想『発見！スゴイノベ』動画等 PR 及び情報発信事業改善業務

(2) 業務実施期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

(3) 業務の内容

「福島イノベーション・コースト構想『発見！スゴイノベ』動画等 PR 及び情報発信事業改善業務仕様書」のとおり

3. 委託契約上限額

7, 590, 000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

見積書作成に当たっての消費税は、10%で算定すること。

4. スケジュール

質問書の提出期限	令和8年6月5日（金）12時まで
質問書の回答	令和8年6月9日（火）
参加表明書提出期限	令和8年6月11日（木）17時まで
企画提案書提出期限	令和8年6月17日（水）17時まで
プレゼンテーション	令和8年6月22日（月）
審査結果通知	令和8年6月26日（金）
契約締結日	令和8年7月中旬（予定）

5. 参加資格等

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件を全て満たす者とする。

(1) 次の各号のいずれにも該当しない者

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

(2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）

又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 福島県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 6. 募集要領及び各種様式等の交付

募集要領及び各種様式等の電子データは、機構のホームページから取得できる。

URL : <https://fipo.or.jp/>

## 7. 質問等の受付

### (1) 受付期間

上記「4. スケジュール」で定める期間内とする。

### (2) 提出方法

質問書（様式第1号、形式：PDF）を機構宛てに電子メール（アドレスは15.に記載）で提出のうえ、必ず電話（番号は15.に記載）にて送付した旨を連絡すること。

なお、質問書以外による質問の受付は行わない。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、機構のホームページに上記「4. スケジュール」で定める期間内に公表する。

なお、個別の回答は行わない。

8. 参加表明書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限

上記「4. スケジュール」で定める期間内とする。

(2) 提出書類

公募型プロポーザル参加申込兼誓約書（様式第2号、形式：PDF）を事務局まで電子メール（アドレスは15. に記載）で送信し、電話（番号は15. に記載）で送信した旨を連絡すること。

なお、原本は「12. 選定方針」のプレゼンテーション実施時に提出すること。

(3) その他

電子メール送付の際には、件名を下記にすること。

件名：【発見！スゴイノベ】参加表明書等の送付（参加企業名）

9. 提案書等の提出期限等

(1) 提出期限

上記「4. スケジュール」で定める期間内とする。

(2) 提出書類

以下について事務局まで電子メール（アドレスは15. に記載）で送信（形式：PDF）し、電話（番号は15. に記載）で送信した旨を連絡すること。表明書のデータ提出がない者の企画提案は受け付けない。

ア 企画提案書（業務スケジュール、業務実施体制を含むもの）

ファイル名：「企画提案書\_事業者名.pdf」

形式：A4横・カラー（スキャンによるPDFの提出は不可とする）

ページ数：表紙を除き30ページ以内（目安）

ファイルサイズ：

15～25MB程度。可読性を損なわない範囲で適切にデータ容量を調整すること。

提出方法：ファイル転送サービス（例：GIGAPOD、データ便等）の利用を可とする。

※提出後、3営業日以内に受領確認の返信がない場合は、電話（番号は15. に記載）にて確認を行うこと。

※提出期限内にデータの破損が発覚した場合に限り再提出を認めるが、期限後の再提出は認めない。

イ 会社概要（様式第3号）

会社概要や実施業務内容がわかる電子パンフレット等

ウ 役員一覧（様式第4号）

エ 主な受託業務実績一覧表（任意様式）

過去に本業務に類似する業務を実施した実績を記載すること。

業務名・発注者・業務期間・業務概要等を記載すること。

オ 見積書

様式任意（経費区分が分かるように具体的に記載すること）

カ 公募型プロポーザル参加申込兼誓約書（様式第2号）（原本）

## 10. 参加表明書及び企画提案参加資格の無効

次の各号のいずれかに該当する場合、参加表明書及び提案書（以下提案書等）は無効とし、失格とする。

(1) 提出者が上記「5. 参加資格等」に定める参加資格等を満たしていない場合。

(2) 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合。

(3) 提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。

なお、提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。

(4) 虚偽の内容が確認された場合。

(5) 見積額が委託契約上限額を超過している場合。

(6) 提案書等の提出から契約までの間に、提案書で提示した業務実施体制に記載した担当が本業務に携わることが困難になった場合（ただし、病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除く）。

## 11. 提案書等の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号による。

(1) 提出された提案書等は返却しない。

(2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 機構は提出された提案書等を機構内での審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。

(4) 提出された提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として機構以外に公開することはない。

ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。

(5) 参加表明書を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

## 12. 選定方針

### (1) 選定方式

業務委託候補者の選定は、別途設置する「福島イノベーション・コースト構想『発見！スゴイノベ』動画等PR及び情報発信事業改善業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が行うものとする。業務委託候補者の選定は、プレゼンテーションを経て決定する。

### (2) プレゼンテーションについて

合計平均点数が満点の6割以上の者から、最上位得点者を業務委託候補者とする。なお、同点の者がいた場合は、審査委員会で協議のうえ決定する。(審査基準は下記参照)

ア 日時 上記「4. スケジュール」の通り。

イ 会場 機構内会議室(福島市中町1番19号 中町ビル) ※オンライン形式可

※オンライン形式(Zoom)を希望する場合は、プレゼンテーション前日の12:00までに申し出ること。それ以降の申し出は一切受け付けない。

ウ 概要

- ① 1提案者あたりの出席者は2名以内とする。
- ② 1提案者あたりの時間は、30分程度とする(20分以内のプレゼンテーション、10分程度の質疑)。
- ③ プレゼンテーションに使用する資料は、提案書のみとし、追加資料の使用は認めない。
- ④ プレゼンテーションでのプロジェクター等の使用は認めない。
- ⑤ プレゼンテーションの日時や会場の詳細は、一次審査通過者に電子メール(アドレスは15.に記載)で通知する。
- ⑥ 審査結果は、プレゼンテーション審査に参加した全者に対して電子メール(アドレスは15.に記載)及び機構のホームページで通知する。

URL : <https://www.fipo.or.jp/procurement>

- ⑦ 審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切受け付けない。

### (3) 審査基準

審査項目(評価の視点)・配点等

業務遂行能力等		評価	倍率	配点	
業務体制	・当業務を実施するうえで十分な体制であるか。 ・過去に当業務と類似の事業受注実績があるか。	1~5	×2	10点	20点
スケジュール	・当業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。 ・スケジュールの管理・調整体制を持ち合わせているか。	1~5	×2	10点	
企画提案内容		評価	倍率	配点	
業務理解	・構想*やその取組について十分に理解しているか。 ・本業務の目的や内容を理解しているか。	1~5	×2	10点	80点
広告企画	・構想*やその取組の認知度向上、理解促進に繋がるか。 ・ターゲットへの訴求力のある提案内容となっているか。	1~5	×2	10点	
LP・導線設計	・構想*やその取組の理解促進に繋がるか。 ・訴求力のあるデザイン等が期待できるか。	1~5	×3	15点	
効果検証	・KPI設定、効果検証及びデータ分析設計等は妥当か。	1~5	×3	15点	
情報発信事業改善	・次年度以降の効果的な情報発信施策の実施に向け、ターゲット層への情報到達やコンテンツ導線等を踏まえた改善提案が期待できるか。	1~5	×3	15点	
事業経費	・事業経費(内容・単価等)は適正であるか。 ・提案内容と積算の整合性はあるか。 ・業務目的達成に向け、限られた予算内で効果最大化を図るための仕様書内容における優先順位付けや工夫がなされているか。	1~5	×3	15点	

	100点
--	------

構想\* 福島イノベーション・コースト構想を指す。

(4) 評価方法

審査項目ごとに評価点を付す。評価基準は次のとおりとする。

点数	5	4	3	2	1
評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る

13. 業務の契約

審査委員会が選定した業務委託候補者と、機構財務規定に基づき契約交渉（最終的な仕様書内容の調整等）を行うが、上記「10. 参加表明書及び企画提案参加資格の無効」の条項に該当する場合（提案書等の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、その者とは契約の締結は行わない。なお、この場合は、審査会次点の者を候補者とする。

(1) 委託契約に関する事項

委託者「公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構」を甲とし、受託者を乙とする。

ア 契約方法

甲の財務規程に基づき、委託契約を締結する。契約内容は甲と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不適当であると認められる場合は、契約を締結しないことがある。また、甲が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

イ 委託料の支払

乙からの「事業完了届」及び「事業実績報告書」を受領し、甲の検査を経て、乙の請求に基づき支払うこととする。

ウ 契約保証金

契約保証金 免除  
保証人 不要

(2) 再委託について

ア 乙は、委託業務における契約における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等については再委託することはできない。

イ 乙は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

14. その他

(1) 企画提案後、提案内容を低下させることは認められないため、実行可能な提案とすること。

(2) 提案書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償請求、契約解除、違約金の請求などを行う場合がある。

15. 問い合わせ先（事務局）

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

福島オフィス 交流促進部交流促進課（担当：目黒）

住所：〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6階

電話：024-581-6893（月曜日から金曜日の9：00～17：00まで）

電子メール：[koryu-sokushin6893@fipo.or.jp](mailto:koryu-sokushin6893@fipo.or.jp)